

# ○飯塚市竹粉碎機貸出要綱

令和2年9月4日

飯塚市告示第303号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内における放置竹林の拡大抑制、地域の森林環境保全の支援に資するため、飯塚市森林整備基金を活用し導入した竹粉碎機を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(破砕物)

第2条 竹粉碎機で破砕する物は、市内において非営利活動により伐採された竹とする。

(借受者)

第3条 竹粉碎機の貸出しを受けることができる者は、飯塚市内に住所を有する個人及び団体等であって、営利を目的としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員は、竹粉碎機の貸出しを受けることができない。

(貸出料等)

第4条 竹粉碎機の貸出料は、無料とする。

2 竹粉碎機の運搬及び稼働に要する一切の費用は、借受者の負担とする。

(貸出期間等)

第5条 竹粉碎機の貸出期間は、貸出しの日から8日以内とする。ただし、貸出期間の満了日前に貸出しの目的が達成されたときは、速やかに返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、竹粉碎機を借り受けた者(以下「借受者」という。)が貸出条件に違反したと認める場合は、竹粉碎機を直ちに返却するよう求めることができる。この場合において、借受者に損害が生じても、市長はその責任を負わない。

(貸出しの申込み等)

第6条 竹粉碎機の貸出を希望する者は、貸出しを受けようとする日の3日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 竹粉碎機借用書(様式第1号)

(2) 使用場所及び保管場所の位置図

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、貸出しが適当であると認め

るときは、職員をして借受者に竹粉碎機を引き渡すものとする。

(貸出条件の説明)

第7条 市長は、竹粉碎機の貸出しに当たっては、職員をして竹粉碎機貸出条件書(様式第2号)を借受者に交付し、貸出条件の説明を行わせるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 借受者は、竹粉碎機をその目的以外に使用し、又は使用する権利を第三者へ譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用及び管理の義務等)

第9条 借受者は、善良な管理者の注意をもって竹粉碎機を適切に使用し、及び管理しなければならない。

2 借受者は、竹粉碎機を使用するに当たっては、作業日ごとに始業前及び終業後に点検するほか、竹粉碎機使用管理簿(様式第3号)にその使用状況を記録しておかなければならない。

(返却)

第10条 借受者は、竹粉碎機を返却するときは、竹粉碎機使用実績報告書(様式第4号)に竹粉碎機使用管理簿を添えて市長に提出しなければならない。

(事故等の処理)

第11条 借受者は、竹粉碎機を毀損し、若しくは亡失し、又は竹粉碎機の使用により事故が発生したときは、直ちに市長に報告し、市長の指示に従いこれを弁償し、又は原状に回復しなければならない。

2 借受者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、借受者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、竹粉碎機の貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



## 様式第2号(第7条関係)

### 竹粉碎機貸出条件書

1. 「飯塚市竹粉碎機貸出要綱」や他の法令に違反することがないように使用すること。
2. 竹粉碎機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
3. 使用中の事故や怪我に備え、借受者において傷害保険に加入するように努めること。
4. 竹粉碎機の使用に際しては、操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うとともに、常に安全に配慮し、万全の対策を講じること。特に機械操作従事者については、市が実施する講習会への参加に努めること。また、作動音や粉碎物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
5. 竹粉碎機に係る負担を考慮し、1日5時間以上の運転を行わないこと。
6. 竹粉碎機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、竹粉碎機使用管理簿に使用日の作業状況を記録すること。なお、機械操作従事者、伐採面積、稼働時間は必ず記入すること。
7. 竹粉碎機に故障等異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、飯塚市へ報告して指示を受けること。
8. 竹粉碎機をき損し、又は亡失したときは、現状に復し、又は賠償すること。
9. 竹粉碎機の使用により発生した借受者及び他者やそれらの財産に対する損害については借受者の責任とし、借受者が損害を賠償すること。
10. 竹粉碎機で竹以外の粉碎を行わないこと。また、竹に付着している植物や土石等を除去したうえで処理すること。
11. 粉碎する竹は直径12cm以下のものを1本ずつ挿入すること。また、腐った竹は処理しないこと。
12. 竹粉碎機を走行させる場合は、平坦地とし、障害物や傾斜がある場合は走行させないこと。
13. 輸送車への積み込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で竹粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
14. 借受期間中は、竹粉碎機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
15. 竹粉碎機の借受及び返却、又は使用に要する燃料等の費用は、借受者の負担とする。なお、返却の際は、燃料(レギュラーガソリン)を満タンにすること。
16. 竹粉碎機を返却する際には、竹粉碎機使用管理簿とともに竹粉碎機使用実績報告書を提出し、飯塚市職員の確認を受けたうえで、指定する場所に返却すること。
17. エンジンの焼き付き防止のために、水平な状態で使用すること。
18. 転倒防止のため、概ね15度以上の傾斜地は走行しないこと。
19. 傾斜地を走行する場合は、後進で登り、前進で下ること。
20. 竹粉碎機の借用期間は最大8日とする。8日を超えて使用する場合は、一旦竹粉碎機を返却して実績報告書を提出し、点検を受けること。その後改めて使用予約を取り、借用手続きを経なければならない。一旦竹粉碎機を返却した後でなければ、次回以降の予約をすることはできない。

竹粉砕機使用管理簿

(使用者) \_\_\_\_\_

使用年月日	伐採場所	作業人数	アワーメーター の数値	竹種類 伐採面積	点検結果			
					点検箇所	点検内容	確認(○×)	
							使用前	使用后
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		
年 月 日	飯塚市	人	使用前①	m <sup>2</sup>	本体部分	傷や変形はないか		
			h		動力装置	エンジンは正常か		
			使用后②		粉砕装置	粉砕装置は正常か		
			h		安全装置	非常停止装置は正常か		
			使用時間②-①		走行装置	走行装置は正常か		
			h		清掃	使用后実施したか		

※返却時は、燃料(ガソリン)を満タンにしてください。

※毎日、始業前点検及び使用後の点検を行ってください。

竹粉碎機使用実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)飯塚市長

住 所 飯塚市

申請者 団体名

代表者名(個人名)

印

電話番号

年 月 日付けで借用した竹粉碎機について、次のとおり使用したので報告します。

記

使用目的	<input type="checkbox"/> 竹林の拡大抑制 <input type="checkbox"/> 竹林の再生 <input type="checkbox"/> 森林・里山保全 <input type="checkbox"/> その他( )		
使用場所	飯塚市		
使用期間	年 月 日(曜日)～ 年 月 日(曜日) ( 日間うち使用日数 日間)(のべ使用時間 時間)		
伐採面積 (伐採本数)	m <sup>2</sup> ( 本)	竹種	モウソウ、マダケ、ハチク、( )
作業参加者数	延べ 人		
破砕した竹の 使用方法			
その他			

添付書類：竹粉碎機使用管理簿

(附属物品)

ガソリン携行缶200     アルミブリッジ(道板)2枚

【粉砕機返却時の確認】

点検項目	点検内容	点検結果(○で囲む)
本体部分	傷や変形、部品の脱落等はないか	良 ・ 不良
動力装置	エンジンの始動、作動は正常か	良 ・ 不良
粉砕装置	粉砕は正常か、刃の損傷はないか	良 ・ 不良
安全装置	非常停止装置は正常か	良 ・ 不良
走行装置	走行装置は正常か	良 ・ 不良
清掃	清掃しているか	良 ・ 不良
燃料	補充しているか	良 ・ 不良
アワーメーター	返却時の数値	h

点検者		返却日	年 月 日
特記事項			